

放射線物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の整備に伴う関係省令の整備に関する省令  
参照条文 目次

一	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）	1
二	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第三百三十七号）	2
三	大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）	2
四	大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令一号）	3
五	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）	4
六	水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）	7
七	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）	8
八	環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）	8
九	環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）	11

◎ 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）

（大気汚染防止法の一部改正）

第一条 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「大氣の汚染」を「環境省令で定めるところにより、大氣の汚染（放射性物質によるものを除く。第二十四條第一項において同じ。）」に改め、同條第二項中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同條に次の一項を加える。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第二十四條第二項において同じ。）による大氣の汚染の状況を常時監視しなければならない。

第二十四條中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同條に次の一項を加える。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による大氣の汚染の状況を公表しなければならない。

第二十七條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同條第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同條第五項とする。

第二十八條の二第三号中「第二十七條第四項」を「第二十七條第三項」に改める。

第三十一條の二中「第二十二條」を「第二十二條第一項及び第二項」に改める。

（水質汚濁防止法の一部改正）

第二条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を、「汚濁」の下に「（放射性物質によるものを除く。第十七條第一項において同じ。）」を加え、同條第二項中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同條に次の一項を加える。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質（環境省令で定めるものに限る。第十七條第二項において同じ。）による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

第十七條中「都道府県知事は」の下に「、環境省令で定めるところにより」を加え、同條に次の一項を加える。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

第二十三條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同條第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項中「第二項の表第一号」を「第一項の表第一号」に改め、同項を同條第五項とする。

第二十四條の二第三号中「第二十三條第四項」を「第二十三條第三項」に改める。

第二十八条の二中「第十五条」を「第十五条第一項及び第二項」に改める。

◎ 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第三百三十七号）

（環境省組織令の一部改正）

第四条 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第四号中「状況」の下に「（放射性物質による大気汚染の状況に限る。）」を加える。

第三十五条第二号中「含む」の下に「。第六号において同じ」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること（土壌環境課の所掌に属するものを除く。）。

第三十六条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による地下水の水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

◎ 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

（常時監視）

第二十二条 都道府県知事は、大気汚染の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（公表）

第二十四条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気汚染の状況を公表しなければならない。

（適用除外等）

第二十七条 この法律の規定は、放射性物質による大気汚染及びその防止については、適用しない。

2 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設（以下「ばい煙発生施設

等」という。)において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん又は特定粉じん(以下「ばい煙等」という。)を排出し、又は飛散させる者については、第六条から第十条まで(同条第二項にあつては、第十七条の十三第一項又は第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。)、第十一条及び第十二条(これらの規定を第十七条の十三第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)、第十七条第二項及び第三項、第十七条の五から第十七条の九まで、第十八条、第十八条の二並びに第十八条の六から第十八条の九までの規定を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

3 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長(以下この条において単に「行政機関の長」という。)は、第六条、第八条、第十一条若しくは第十二条第三項(これらの規定を第十七条の十三第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)、第十七条の五、第十七条の七、第十八条又は第十八条の六の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定するばい煙発生施設等に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当する事項を当該ばい煙発生施設等の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等において発生し、又は飛散するばい煙等に起因する大気汚染により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第九条、第九条の二、第十七条の八又は第十八条の八の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

5 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

6 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等について、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の十一、第十八条の四又は第十八条の十一の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)の長が行うこととすることができる。

2 (略)

◎大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)

(作業基準)

第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(緊急時)

第十七条 法第二十三条第二項の規定によるばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対する命令は、大気の汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者の範囲を定めて行うものとする。

2 〽 4 (略)

第十八条 令別表第五の備考の環境省令で定める一時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して一時間吸引して行うものとする。

一 〽 五 (略)

2 〽 3 (略)

(立入検査の身分証明書)

第十九条 法第二十六条第三項の証明書の様式は、様式第八のとおりとする。

◎ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）

(常時監視)

第十五条 都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

(公表)

第十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。

(適用除外等)

第二十三条 この法律の規定は、放射性物質による水質の汚濁及びその防止については、適用しない。

2 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）の相当規定の定めるところによる。

一 鉱山保安法第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（以下「鉱山」

当該鉱山

第五条から第十一条まで、第

<p>山施設」という。)である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者(特定地下浸透水を浸透させる者を除く。)</p>		<p>十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>二 鉱山施設である有害物質使用特定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山から特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>当該鉱山</p>	<p>第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>三 鉱山施設である指定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者</p>	<p>当該鉱山</p>	<p>第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項</p>
<p>四 鉱山施設である貯油施設等を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者</p>	<p>当該鉱山</p>	<p>第十四条の二第三項及び第四項</p>
<p>五 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物(以下「電気工作物」という。)である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者(特定地下浸透水を浸透させる者を除く。)</p>	<p>当該特定施設</p>	<p>第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>六 電気工作物である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>当該有害物質使用特定施設</p>	<p>第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>七 電気工作物である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該指定施設</p>	<p>第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項</p>

<p>八 電気工作物である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>第十四条の二第三項及び第四項</p>
<p>九 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）</p>	<p>当該特定施設</p>	<p>第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>十 廃油処理施設である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>当該有害物質使用特定施設</p>	<p>第五条第二項、第六条、第七条、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>十一 廃油処理施設である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該指定施設</p>	<p>第五条第三項、第六条、第七条、第八条第二項、第九条から第十一条まで並びに第十四条の二第二項及び第四項</p>
<p>十二 廃油処理施設である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>第十四条の二第三項及び第四項</p>
<p>十三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>第十四条の二第三項及び第四項</p>

3 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第五条、第七条、第十条、第十一条第三項又は第十四条第三項の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定による前項に規定する特定施設又は指定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうち

これらの規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設又は指定施設を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、第二項に規定する特定施設に係る排水若しくは特定地下浸透水又は同項に規定する指定施設から地下に浸透する有害物質を含む水に起因する公共用水域又は地下水の水質の汚濁により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第八条又は第八条の二の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

5 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

6 都道府県知事は、第二項の表第一号又は第五号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項、第十三条の三第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第二号又は第六号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第二項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第三号、第七号又は第十一号の上欄に掲げる者に対し第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第九号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第二項又は第十三条の三第一項の規定による命令を、同表第十号の上欄に掲げる者に対し第十三条の二第二項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

2 (略)

◎水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第九条の三 法第十四条の三第一項 又は第二項 の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者及び当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 3 4 (略)

(測定方法)

第九条の四 前条第二項に規定する浄化基準及び削減目標は、環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする



る。

(緊急時の措置)

第十条 法第十八条の規定による命令は、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行なうものとする。

◎ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）

(内部部局)

第七条 (略)

2、4 (略)

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。

7・8 (略)

◎ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）

(水・大気環境局の所掌事務)

第六条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

二 環境の保全に關する關係行政機關の事務の調整に關すること（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

三 環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。以下同じ。）及びダイオキシン類環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第七条に規定する基準をいう。以下同じ。）の設定に關すること。

四 公害の防止のための規制に關すること。

- 五 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の施行に関する事。
- 六 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等を含む。）に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する事（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
- 七 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関する事（自動車の交通に起因して生ずる大気汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に関する事務に連関するものに限る。）。
- 八 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関する事。
- 九 環境の保全の観点からの工場における公害の防止のための組織の整備に関する基準等の策定及び規制等に関する事。
- 十 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関する事（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関する事（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関する事。
- 十三 環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関する事。
- 十四 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関する事（自然環境局の所掌に属するものを除く。）。
- 十五 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関する事。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関する事並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関する事（人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌に属するもの、第四条第一項第六号、第七号及び第十一号に掲げる事務並びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。）に限る。）。

（大気環境課の所掌事務）

第三十三条 大気環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 騒音に係る環境基準の設定に関する事。
- 二 公害の防止のための規制に関する事（大気汚染（ダイオキシン類によるものを除く。次号において同じ。）、騒音、振動及び悪臭に係るもの（総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。）に限る。）。
- 三 前二号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関する事（人の健康の保護及び生活環境の保全のため

めに行うものであって、大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係るもの（総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

四 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

（水環境課の所掌事務）

第三十五条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水質の汚濁に係る環境基準及び水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係るダイオキシン類環境基準の設定に関すること（土壤環境課の所掌に属するものを除く。）。

二 水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）の防止のための規制に関すること（土壤環境課の所掌に属するものを除く。）。

三 瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に関すること。

四 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

五 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

六 環境の保全の観点からの河川及び湖沼の保全に関する基準等の策定及び規制等に関すること（自然環境局の所掌に属するものを除く。）。

七 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、第六条第十六号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水（水底の底質を含み、地下水を除く。）に係るもの。

（土壤環境課の所掌事務）

第三十六条 土壤環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地下水の水質の汚濁及び土壤の汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に関すること。

二 地下水の水質の汚濁、土壤の汚染及び地盤の沈下の防止のための規制に関すること（地下水の水質の汚濁の防止のために必要な測定のための機器に関する調査及び研究並びに助成に関することを除く。）。

三 環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、第六条第十六号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壤及び地盤に係るもの。

◎環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）

（農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室）

第十九条 土壤環境課に、農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室を置く。

2 （略）

3 地下水・地盤環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地下水の水質の汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法第七条に規定する基準をいう。）の設定に関すること。

二 地下水の水質の汚濁及び地盤の沈下の防止のための規制に関すること（地下水の水質の汚濁の防止のために必要な測定のための機器に関する調査及び研究並びに助成に関することを除く。）。

三 前二号に掲げるもののほか、令第六条第十五号事務のうち環境の構成要素としての地下水及び地盤に係るもの

4 農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室に、室長を置く。